

富山市燃料電池フォークリフト導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市燃料電池フォークリフト導入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池フォークリフト 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しないフォークリフトをいう。
- (2) 環境省補助金 公益財団法人北海道環境財団が交付する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、空港・港湾における脱炭素化促進事業及びフォークリフトの燃料電池化促進事業）をいう。
- (3) 県補助金 富山県（以下、「県」という。）が交付する富山県燃料電池車両普及促進事業費補助金をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、燃料電池フォークリフトの普及を促進することにより、水素エネルギーの導入を拡大し、もって地球温暖化の防止に寄与するため、燃料電池フォークリフトを導入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、環境省補助金の額の確定の通知を受けた法人（国、県及び独立行政法人を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に1年以上事務所又は事業所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市が実施する「チームとやまし」に登録していること。
- (4) 富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第2条に規定する暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) リース事業者（リース契約に基づき、燃料電池フォークリフトを借主に貸し渡すことを業とする者をいう。）である場合は、前各号に掲げる要件を満たす者とリース契約を締結していること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる要件を満たす燃料電池フォークリフト（以下、「補助対象車両」という。）の購入に要した経費とする。

- (1) 環境省補助金の交付決定に係る燃料電池フォークリフトであること。
- (2) 小型特殊自動車（中古品及び新古品を除く。）であって、市長が小型特殊自動車の標識を交付したものであること。

(3) 他の同種の補助金（環境省補助金及び県補助金を除く。）の交付の対象となっていないこと。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、100万円とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別に市長が定める期限までに、富山市燃料電池フォークリフト導入補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 環境省補助金の交付決定通知書及び交付額確定通知書の写し

(2) 補助対象車両の購入に係る請求書又は契約書等の写し

(3) リース事業者又はリース契約に基づいて補助対象車両を使用する者にあつては、補助対象車両の賃貸借に係る契約書の写し

(4) 領収書その他の購入代金の支払が確認できる書類の写し

(5) 補助対象車両の標識交付証明書の写し

(6) 市税の納税証明書（原本）（発行後3月以内のものに限る。）

(7) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行後3月以内のものに限る。）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の交付の申請は、1年度につき1回を限度とする。

（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、その額を確定するものとする。

2 規則第19条の規定に基づき、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続を併合するものとする。

3 第1項に規定する交付の決定及び額の確定については、富山市燃料電池フォークリフト導入補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に富山市燃料電池フォークリフト導入補助金交付申請取下書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告の省略）

第10条 規則第19条の規定に基づき、規則第12条に規定する補助事業実績報告書の提出を省略する。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市燃料電池フォークリフト導入補助金取消決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、規則第16条の規定により補助金の返還を命ずるときは、富山市燃料電池フォークリフト導入補助金返還命令書（様式第5号）により、補助事業者
に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金を市長
が定める期限までに返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第13条 取得財産等のうち規則第18条第2号の市長が定める機械及び重要な器
具は、取得価格又は効用の増加額が100万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 財産の処分を制限する期間は、市長が補助対象車両の標識を交付した日から4年
とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された
取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、富山市燃料電池フォークリフ
ト導入補助金財産処分承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、市長の承認を受
けなければならない。

4 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があ
り、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させること
ができる。

（補助金の経理）

第14条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補
助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければな
らない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前
項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなけ
ればならない。

（補助事業者の協力）

第15条 補助事業者は、市長から次の各号に掲げる事項について協力を求められた
ときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

(1) 補助対象自動車の使用状況等に関する調査

(2) その他市長が必要と認める事項

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長
が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

（廃止期日）

第2条 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。ただし、要綱第11

条、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定については、要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年度富山市燃料電池フォークリフト導入補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 所在地
名称及び代表者氏名

年度において富山市燃料電池フォークリフト導入補助金の交付を受けたいので、富山市補助金等交付規則第 4 条第 1 項及び第 19 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

ただし、交付申請時から交付決定までに、富山市燃料電池フォークリフト導入補助金交付要綱第 4 条の要件を満たさなくなった場合は、申告します。

記

交付申請額 金 円

申請者に関する事項	(担当者名)		
	(電話番号)		
リース契約に関する事項 (補助対象車両使用者) ※申請者がリース事業者である場合に記入	(所在地) 〒		
	(法人名及び代表者氏名)		
	(担当者名)		
	(電話番号)		
補助対象車両の使用場所	〒 富山市		
補助対象車両の識別情報	車名及び型式		
	車体番号		
標識交付年月日	年 月 日		
環境省補助金額確定通知日	年 月 日		
補助対象車両の 購入費用及び 環境省・県補助金額	①購入費用	補助対象車両の購入価格	円
	②環境省補助金額	環境省補助金交付額確定通知書に記載されている額	円
	③県補助金額	県補助金額確定通知書に記載されている額	円

様式第2号（第8条関係）

年度富山市燃料電池フォークリフト導入補助金交付決定通知書兼額確定通知書

富山市指令環政第 号
年 月 日

様

富山市長 ○ ○ ○ ○

○年○月○日付けで申請のありました○年度富山市燃料電池フォークリフト導入補助金については、富山市補助金等交付規則第5条第1項、第13条及び第19条の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

記

交付決定額及び確定額 金○,○○○,○○○円

（交付の条件等）

補助金の交付を受けた者は、市長が認めた場合を除き、市長が補助対象車両の標識を交付した日から4年取得財産等を処分してはなりません。処分の承認申請に当たっては、富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金交付要綱第14条に従ってください。

（交付決定の取消し）

この交付決定にかかわらず、市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- （4）補助事業に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- （5）補助金の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

（担当）環境部環境政策課
電話 443-2053

様式第3号（第9条関係）

○年度富山市富山市燃料電池フォークリフト導入交付申請取下書

○年○月○日

（宛先）富山市長

申請者 所在地
名称及び代表者氏名

○年○月○日付け富山市指令環政第○号で交付決定のありました○年度富山市燃料電池フォークリフト導入補助金について、富山市補助金等交付規則第7条第1項の規定により、申請を取り下げます。

記

取下げの理由

○○○○のため。

様式第4号（第11条関係）

○年度富山市燃料電池フォークリフト導入補助金取消決定通知書

富山市指令環政第○号

○年○月○日

様

富山市長 ○ ○ ○ ○

○年○月○日付けで交付申請のありました○年度富山市燃料電池フォークリフト導入補助金については、富山市補助金等交付規則第15条第1項第○号の規定により、○年○月○日付け富山市指令環政第○号の補助金額○○円の交付の決定を取り消したので通知します。

記

取消理由

○○○○のため。

（担当）環境部環境政策課

電話 443－2053

様式第5号（第12条関係）

○年度富山市燃料電池フォークリフト導入補助金返還命令書

富山市指令環政第○号

○年○月○日

様

富山市長 ○ ○ ○ ○

○年○月○日付け富山市指令環政第○号で交付決定した○年度富山市燃料電池フォークリフト導入補助金については、富山市補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金返還額 金○○円
- 3 返還方法 別添の納入通知書により、指定の金融機関で支払ってください。
- 4 返還期限 ○年○月○日

（担当）環境部環境政策課
電話 443-2053

様式第6号（第13条関係）

○年度富山市燃料電池フォークリフト導入補助金財産処分承認申請書

○年○月○日

（宛先）富山市長

申請者 所在地
名称及び代表者氏名

○年○月○日付け富山市指令環政第○号で交付決定のありました○年度富山市燃料電池フォークリフト導入補助金により取得した財産について処分したいので、富山市補助金等交付規則第18条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

- （1）処分する財産の名称、取得年月日及び取得価格
- （2）処分の内容（有償の場合、処分価格も記載すること。）及び処分予定日
- （3）処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2 処分の理由